

2017年度 登録手続について

- 新しいKICKOFF を使うためには、JFAIDが必要です。

JFAIDとは、名前・Eメールアドレス等を登録することで、JFAが個人に発行するIDです。チーム毎に取得していただくものではありません。

《チームへの登録手続き注意事項》

- * チームの登録責任者は、必ずJFAIDを取得して下さい。
- * 監督、コーチ、審判も、チームに登録する際はJFAIDが必要です。
指導者や審判の資格を持っていない方が監督として登録する場合も、JFAIDの取得が必要です。
- * 選手の二重登録は認められていません。選手は、1つのサッカーチームと1つのフットサルチームに登録することができます。他チームに登録している、または登録していたことがある選手を「新規選手」として登録しないで下さい。新たに登録しようとする選手が、他のチームに登録されていないか、必ず本人へ確認するようお願いいたします。
- * 選手登録番号は固定（永久）番号です。選手登録番号の上6桁を、生年月日に合わせて取り直しを希望する場合は、KICKOFFで申請時に、『選手登録番号の上6桁を生年月日に合わせる場合、チェックして下さい』という箇所にチェックを入れて下さい。選手登録番号の上6桁と生年月日がリンクしていなくても、問題はありません。
- * チームへ新たに登録する選手の選手登録番号が不明な場合でも、Web登録画面上で必要事項を入力し、選手登録番号を検索できます。登録していたことがあるのに検索結果が出てこない場合は、静岡県サッカー協会でもより詳しく検索することができます。（SFA書式有）
- * 「チーム登録責任者代理」の登録をお願いします。2016年度、チーム登録責任者のみ登録されていた場合で、その方が異動等で不在となったため、チーム関連の申請ができなくなってしまった、というケースがJFAに多く報告されました。不測の事態に備え、登録責任者を常に複数名体制（主担当1名+副担当1～2名）にされておくようお願いいたします。登録責任者と、代理の方が手続きできる申請の範囲は全く同じで、代理の方ができる申請に制限はありません。ただし、システム上、登録責任者代理の登録は必須となっておりますので、代理を登録していない状態でも、申請・承認は可能です。
- * 2月13日（月）から2月28日（火）は、2016/2017年度の重複期間となります。
この期間中、2017年度の継続申請を実行すると、2016年度の申請は一切できなくなります。よって、2016年度の大会出場が全て終わり、2016年度の申請手続きをする必要がなくなってから、2017年度の申請をして下さい。
- * チーム連絡先を登録される際、マンション・アパート・ビル名や、部屋の号室を省略して入力されているケースが散見されます。JFAからの発送物は、ヤマト運輸のDM便を使つての発送となるため、これらを省略して入力されると、選手証等がきちんと届かない場合がありますので、省略せずに入力をお願いします。

《国籍入力》

FIFAの規則により、選手の国籍管理の徹底・新規外国籍選手リストの提出義務があり、国籍区分の記入が義務化されています。「外国籍」を選択した場合は、続いて「国籍」を入力する欄がありますので、外国籍選手を登録する際には、選手に国籍の確認をして下さい。

学校教育法第1条に定める学校のチーム、第4種チームに所属の外国籍選手は、「外国籍」を選択しても書類の提出は不要です。また、国籍「なし」を選択することもできます。(下図参照)

第2種	高等学校	エラーにならない(国籍「なし」を選択可)
	クラブ・その他	必要
第3種	中学校	エラーにならない(国籍「なし」を選択可)
	クラブ・その他	必要
第4種		エラーにならない(国籍「なし」を選択可)
女子	高等学校・中学校	エラーにならない(国籍「なし」を選択可)
	上記以外	必要

《登録料》

種 別	チーム登録料		個人登録料		JFA監督登録料	JFA機関誌購読料
	県	日本	県	日本		
1種	12,500円	7,000円	700円	2,000円	2,000円	5,000円
2種	14,500円	2,500円	700円	1,000円	2,000円	5,000円
3種	14,500円	2,500円	700円	700円	2,000円	5,000円
4種	14,500円	2,500円	700円	700円	2,000円	5,000円
女子1種	11,500円	7,000円	700円	2,000円	2,000円	5,000円
女子2種	14,500円	2,500円	700円	1,000円	2,000円	5,000円
女子3種	14,500円	2,500円	700円	700円	2,000円	5,000円
シニア	12,500円	7,000円	700円	1,500円	2,000円	5,000円

※ 1種の種別区分社会人連盟の場合は、社会人連盟費2,000円を加算

※ JFA監督登録料(¥2,000)は、以下3点を満たしていることを条件に免除されます。

- ① チーム年度初登録時に登録する監督が、JFAIDに保有資格の登録が完了している
- ② 2017年1月末時点で有効な指導者ライセンスを保有している
- ③ チーム登録を申請するタイミングで、指導者ライセンスを完全失効していない

《提出物》

●2017年度一般財団法人静岡県サッカー協会 登録費集計内訳表

●振込明細のコピー

●一次承認済みチームリスト (Excelデータ 可)

《年度初め提出期限》 早ければ早いほど選手証が早く届く

1種・4種・女子・シニア 平成29年4月17日(月)

2種 平成29年3月9日(木)

3種 平成29年3月16日(木)

※場合によっては相談に応じます。

●Web登録対象手続き

《追加登録申請》

『継続登録申請』・『新規登録申請』後に、新たに選手をチームに登録するには、追加登録申請の手続きが必要です。

受付開始は年度初めの手続きの後になります。県協会への連絡(報告)方法は、次の2つといたします。1つめは、受付整理番号が表示されている画面の写し又は、受付整理番号記入用紙に振込明細のコピーを添付して、郵送またはFAXにて提出して下さい。2つめは、メールにて、チーム名・チーム登録番号・受付整理番号・振り込み日・振込名義人・振込金額・ご担当者連絡先を入力し、送信して下さい。

※受付整理番号はKICKOFFの「状況確認」⇒「申請状況の確認」より、確認できます。

追加登録申請の受付は、2018年2月28日(水)までとなります。

注)各支部・種別ごと独自に登録書類(移籍も含む)がある場合は、県協会の手続と混同しないようお願いします。問合せにて、支部・種別に提出したとの連絡があることがありますが、県協会に提出していただかない限りは承認しませんので、本協会の登録と独自で行っている登録(移籍も含む)手続は明確に区別ができるようご注意ください。

登録関係のメールアドレスは soccer-shizuoka054@dream.ocn.ne.jp です。

《移籍選手追加登録申請》

JFAのサッカー選手の登録と移籍に関する規則第22条に「アマチュア選手がアマチュア選手として移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは当該移籍を承諾しなければならない」と明文化されていることから、アマチュア選手は、自由に移籍することが可能です。

そのため、手続き方法が2つになります。

①移籍元チームの登録抹消がすでに完了している場合

手続きは、《追加登録申請》と同じです。

②他チームに登録中の選手を移籍させる場合

移籍先チームが『移籍選手登録申請』をすると、移籍元チームに『抹消依頼通知』が届きますので、『移籍選手抹消申請』をします。その後、移籍選手抹消申請の承認が完了すると、移籍選手追加申請が承認できるようになります。

この申請は、1名ずつの申請となりますのでご注意ください。

既に抹消済の選手は、この申請は利用できません。通常の「追加登録申請」を利用下さい。

※移籍の場合も、登録料は必要です。受付整理番号等の提出方法は、追加登録と同じです。

注) 各支部・種別ごとに独自で書式や報告方法がある場合は、混同しないようお願いします。

《選手抹消申請・移籍選手抹消申請》

チームから選手を抹消する手続きができます。『移籍選手抹消申請』は、移籍先チームから『抹消依頼通知』が届いた場合のみ申請できます。

特に、登録料・申請料が必要な手続きではないため、チームからの申請が確認でき次第、県協会の承認を進めます。

急ぎで承認する必要がある場合は、電話・FAX・メールのいずれかでご連絡下さい。

《チーム情報変更申請》

年度途中、チームに関する変更をする際に行って下さい。

特に、住所が変更した場合、JFAからの送付物は、ヤマト運輸のDM便にて配送されるため、郵便局に住所変更届を提出しても転送されません。速やかに「チーム情報変更申請」で住所を変更して下さい。

また、監督の交代、コーチを追加等する場合も、こちらから申請できます。ただし、監督やコーチの情報変更は、自身でやってもらう必要があります。(JFAIDを持っているため)

監督交代の際には、新しいカード式の監督証は発行されないため、電子登録証をご利用下さい。

※JFA公認の指導者資格を持っている方で、C級以上の方は、監督・コーチ登録をすることによって、チーム指導リフレッシュポイント(獲得期間内で20ポイント)が付与されます。

《選手情報変更申請》

JFAIDを取得し、選手情報の紐づけが完了している選手がいましたら、チームで情報変更はできませんので、選手本人に手続きを依頼して下さい。選手が自身のマイページで修正を完了すると、チームの登録情報にも反映されます。JFAIDを取得していない選手は、今まで通りチームの登録責任者が手続きできます。選手情報変更後は、電子登録証をご利用下さい。

《選手証・監督証の再発行申請廃止と電子登録証の導入》

申請種類	監督証 発行	選手証 発行	電子証 ※	備考
継続チーム登録申請	○	○	○	-
新規チーム登録申請	○	○	○	-
追加登録申請	-	○	○	-
移籍選手追加登録申請	-	○	○	-
選手情報変更申請	-	×	○	氏名やフリガナ、生年月日に変更が生じた場合も、電子登録証にて対応。
選手証再発行申請	-	×	○	再発行申請機能を廃止。管理機能では再発行可能だが、チーム過失の場合は電子登録証にて対応。
監督情報変更申請	×	-	○	監督が途中交代した場合も、電子登録証にて対応。
監督証再発行申請	×	-	○	再発行申請機能を廃止。管理機能では再発行可能だが、チーム過失の場合は電子登録証にて対応。

※①2007 年度より、年度途中で監督が変更し、変更後の監督が指導者資格を持っていなくても、監督登録料 2,000 円は必要ありません。

※②電子登録証は、選手証の場合＝チーム登録責任者、または選手（JFAIDを取得し、選手情報を紐づけ完了している選手）本人による写真アップロード、監督証の場合＝監督本人による写真アップロードが前提となります。

●Web登録対象外手続き

◆選手登録関連書式（JFA書式）一覧

書式名	書式変更	添付書類	申請料
書式第1号 選手登録区分申請書	○	○	○ JFA 指定口座へ
書式第3号 ユニフォーム広告掲示申請書	○	○	○ 県協会指定口座へ
書式第6号 国際移籍選手登録申請書	○	○	-
書式第7号 外国籍選手登録申請書	○	○	-
書式第8号 外国籍選手登録申請書（第76条選手）	○	○	-
書式第9号 国際移籍証明書発行申請書	○	○	○ JFA 指定口座へ
書式第12号 クラブ申請書	なし	×	-

《書式第1号 選手登録区分申請書》

▼登録区分「プロ」の選手が「アマチュア」に変更する場合に必要な手続きです。

- ・申請料 : 5,000円
- ・振込先 : 申請書に記載のJFA指定口座
- ・提出書類 : 書式第1号 選手登録区分申請書 ※振込明細写しを添付
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《書式第3号 ユニフォーム広告掲示申請書》

▼ユニフォームに広告を掲出する場合に必要です。承認されない場合もありますので、不明確なスポンサー等につきましては事前にご相談下さい。(特に2~4種の場合、業種が制限される場合があります。)また、内容についてはできる限り詳細を記入して下さい。

▼サイズの測り方は、たて×よこ＝面積(長方形)です。

▼クラブ申請しているクラブで、所属の複数チームが同じ広告を掲出する際は書式3-2を提出して下さい。

- ・申請料 : 1カ所につき、10,800円
- ・振込先 : 静岡県サッカー協会の登録用口座
- ・提出書類 : 書式第3号 ユニフォーム広告掲示申請書、
掲出する広告の内容(画像、写真、サンプル等)、振込明細写し
- ・提出方法 : 静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

◆ユニフォーム規程が、2016年11月10日に改訂され、2017年2月1日より施行されます。

※ユニフォーム広告を掲出できる箇所が増えました(背面:裾部 150cm²)

《外国籍選手》

10歳以上の選手は、日本以外の国でサッカー登録をしていた経歴があれば、国際移籍証明書が必要となります。『国際移籍証明書発行申請書』(書式第9号)を提出し(申請料10,800円)、国際移籍証明書が到着後、『国際移籍選手登録申請書』(書式第6号)の提出が必要になります。外国でサッカーの登録の経歴がない場合は、『外国籍選手登録申請書(外国で登録していなかった選手)』(書式第7号)を提出して下さい。準加盟チームも、初めて日本サッカー協会に登録をする選手は、提出していただく必要があります。

10歳以上18歳未満の選手が、プロ選手を擁するチームのアカデミーチーム(ジュビロ磐田、清水エスパルス、藤枝MYFC、アスルクラロ沼津の下部組織チーム)に登録する際は、別途書類(親の雇用契約書などを含む)が必要となります。該当選手がいましたら、詳細をご説明しますので、静岡県サッカー協会までご連絡下さい。

「外国籍扱いしない選手」とはチーム内に既に外国籍の選手が5名登録されている場合、特例として登録できる外国籍選手のことです。加盟チームにつき、1名に限ります。日本で生まれて、かつ、義務教育中か義務教育を終了しているか日本の高等学校または大学を卒業している事が条件となります。『外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)』(書式第8号)が必要となります。準加盟チームには、この制度の適用はありません。学校教育法第1条に定める学校のチーム、第4種チームに所属の外国籍選手は、「外国籍扱いしない選手」を選択しないで下さい。書類の提出は必要ありませんが、本当に「外国籍扱いしない選手」であるかの確認をするよう、JFAからの指導があったため、承認までに時間を要する場合があります。

▼書式第6号 国際移籍選手登録申請書

- ・海外から日本へ移籍する選手（日本国籍の場合も含む）を登録する際に使用
- ・提出書類 : ①書式第6号 国際移籍選手登録申請書
②前所属協会発行の国際移籍証明書の写し
③パスポートの顔写真のページの写しと、在留資格が記載されている部分の写し
④外国籍の場合＝外国人登録証明書（両面）、在留カード（両面）、住民票のうち、いずれかの写し
日本国籍の場合＝住民票の写し
⑤上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類（学生証、社員証等）の写し
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

▼書式第7号 外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）

- ・外国協会でサッカー選手として登録したことがない外国籍選手を登録する際に使用
- ・提出書類 : ①書式第7号 外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）
②外国人登録証明書（両面）、在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面）、住民票のうちいずれかの写し
③上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類（学生証、社員証等）の写し
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

▼書式第8号 外国籍選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）

- ・外国籍扱いしない選手（JFA基本規定第76条に該当する選手）として登録する際に使用
- ・提出書類 : ①書式第8号 外国籍選手登録申請書（外国籍扱いしない選手）
②外国人登録証明書（両面）、在留カード（両面）、特別永住者証明書（両面）、住民票のうちいずれかの写し
③在学/卒業証明書
④自己出生地宣誓書
⑤上記身分証に記載の氏名と異なる名前で登録することを希望する場合、希望する名前にて生活している実績を証明する書類（学生証、社員証等）の写し
- ・提出方法 : ①KICKOFFで申請時に、書類をアップロードする または、
②静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

▼書式第9号 国際移籍証明書発行申請書

- ・選手が、①日本から海外に移籍する場合に国際移籍証明書の発行をJFAに依頼する際、または、②海外から日本へ移籍する場合に外国協会から国際移籍証明書を取り寄せる際に使用
- ・申請料 : ①の場合、不要
②の場合、10,800円
- ・振込先 : 申請書に記載のJFA指定口座
- ・提出書類 : ①の場合、書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書
②の場合、書式第9-2号 国際移籍証明書発行申請書 ※振込明細写しを添付
- ・提出方法 : 静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《クラブ申請》

次の4つの条件を満たしているチームが、クラブとして認可を受けるための申請です。

条件：①同一都道府県協会に所属する登録チームで構成されていること

②同一競技のチームで構成されていること（サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない）

③異なる年代の複数のチームで構成されていること
（女子の場合は、種別区分が異なること）

④統一的な運営組織を持っていること

継続の場合は『クラブ申請書』（書式第12-2号）、新規の場合は、『クラブ申請書』（書式第12-1号）が必要となります。

- ・提出方法 : 静岡県協会事務局に郵送、または、PDF等にしてメールで送信

《登録料等振込口座》

スルガ銀行 静岡南支店 普通預金 1698794

口座名義 一般財団法人静岡県サッカー協会 チーム選手登録

※チーム・選手・監督登録料、機関誌購読料、ユニフォーム広告掲示申請料、（海外遠征申請料）は、上記へ振込。

※『選手区分登録申請料（5,000円）』、『国際移籍証明書発行申請料（10,800円）』は、申請書に記載のJFA指定口座へ振込。

＜JFAに振込時には、振込依頼人の前にチーム登録番号（7桁）を入力または記入すること。＞

《静岡県サッカー協会事務局 提出先》

【住所】〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-5 ^{ごふくかん}5風来館5階

一般財団法人静岡県サッカー協会

【電話】054-266-5280 【FAX】054-266-5281

【メールアドレス】soccer-shizuoka054@dream.ocn.ne.jp （登録関係専用）

※メールの場合は、①チーム名 ②チーム登録番号 ③受付整理番号 ④振込日

⑤振込名義人 ⑥振込金額 （または④～⑥の代わりに振込明細の画像）

⑦担当者連絡先 を記載の上、送信して下さい。